

## 世界戦略におけるものづくり拠点について ～遠野東工業団地の拡張整備～

### 1 背景・要旨

東北横断自動車道釜石秋田線遠野インターチェンジが平成 27 年 12 月に開通し、平成 30 年度には釜石まで全線開通の予定となっています。

本市を取り巻く高速道路網の整備によるストック効果により、本市への企業進出の意欲が高まってきています。

第 2 次遠野市総合計画では、遠野東工業団地周辺を工業団地エリアと位置づけていることから、ものづくり産業振興の拠点として拡張整備を行い、企業進出に備えるとともに、雇用の場の確保につなげます。

### 2 事業概要

- (1) 場 所 遠野市青笹町中沢及び上郷町板沢地内  
東北横断自動車道釜石秋田線遠野住田 IC から市街地方面へ約 4km 地点
- (2) 事業期間 平成 28 年度～平成 32 年度  
(工業団地周辺の道路・水道等の整備については平成 37 年度まで)
- (3) 整備面積 30.4 ヘクタール
- (4) 開発予定区域に係る概算事業費 2,838,000 千円
- (5) 位置図・航空写真 別添資料のとおり
- (6) 整備スケジュール (年度)

許認可申請等	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	・ ・	H37 (2025)
① 都市計画(用途指定)	→	→	→				
② 農振除外	→	→	→				
③ 工場適地指定			→	→	→		
④ 測量設計調査			→	→	→		
⑤ 農地転用			→	→	→		
⑥ 開発許可			→	→	→		
⑦ 用地取得			→	→	→		
⑧ 団地造成				→	→		
⑨ 工業団地周辺公共施設整備(道路・水道等)	→	→	→	→	→	→	→

### 3 整備の手法について

現況測量、実施設計、調査、用地取得及び造成工事等を、岩手県土地開発公社(以下「公社」)に委託しました。

### 4 工業団地整備に係る経理方法と資金計画について

- (1) 公社に委託しようとする土地の取得、造成その他の業務については、公有地の拡大の推進に関する法律第 17 条第 1 項第 1 号ハ「公営企業の用に供する土地」に該当し、その経理については地方財政法第 6 条の規定により、特別会計を設けて行うことが必要であることから、平成 29 年 9 月遠野市議会定例会において遠野市特別会計条例を改正し、「遠野東工業団地整備事業特別会計」を設置しました。
- (2) 平成 32 年度まで公社に委託する用地取得、用地造成等業務(測量、設計、調査を含む)に係る債務負担行為を設定しました。
- (3) 財源は一般会計からの繰入金のほか、岩手県自治振興基金及び公営企業債を活用し、造成完了後は財産売却収入をもって償還等に充てます。
- (4) 特別会計では公社への業務委託料と償還金についての経理とし、その他工業団地周辺の公共施設(道路・水道等)の整備については一般会計での経理とします。

遠野東工業団地整備事業特別会計の構成イメージ (年度)

	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020) ~
歳入	一般会計繰入金 県自治振興基金	一般会計繰入金 県自治振興基金 公営企業債	一般会計繰入金 県自治振興基金 公営企業債	財産売却収入
歳出	委託料	委託料 償還金(利子分)	委託料 償還金(元利分)	委託料 償還金(元利分) 一般会計繰出金

### 5 平成 30 年度の事業

- (1) 遠野東工業団地整備事業特別会計予算額 **839,117 千円**

#### 【歳入】

- ・ 一般会計繰入金 117 千円
- ・ 市債(岩手県自治振興基金貸付金) 839,000 千円  
(岩手県自治振興基金貸付金) 629,200 千円  
(内陸工業団地等造成事業債) 209,800 千円

#### 【歳出】

- ・ 委託料(用地取得、用地造成等業務委託料) 839,100 千円
- ・ 償還金、利子及び割引料 17 千円

#### 【債務負担行為】

- ・ 平成 29～32 年度までの委託業務に係る債務負担限度額 **2,838,000 千円**

- (2) 今年度の公社実施予定業務

- ・ 事業用地の取得業務
- ・ 立木等買い取り補償業務
- ・ 造成実施設計業務
- ・ 農地転用・開発行為・林地開発の許可手続き業務
- ・ 伐採及び造成工事等業務

# 位置図



至花巻市

遠野市街地

遠野東工業団地

遠野インター

東北横断自動車道釜石秋田線

遠野住田インター

至釜石市

0 4km



# 航空写真

## 遠野東工業団地開発予定区域

